

発議第1号

飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

平成29年3月22日提出

議会運営委員長 高原邦子

提案理由

条例第3条第2項の交付の方法に関する規定の詳細を、別に定める政務活動費の
交付に関する規程で定めることとすることに伴う改正

飛驒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年飛驒市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 政務活動費は、実績報告書により、年4回以内の請求ができるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

資料

(傍線部分は改正部分)

飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 略 (交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 政務活動費は、4月1日に在職する議員に対し、年額120,000円を限度として交付する。</p> <p>2 政務活動費は、4半期ごとの実績によりまとめ、4半期ごとの月末までに請求するものとする。</p> <p>以下略</p>	<p>第1条・第2条 略 (交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 政務活動費は、4月1日に在職する議員に対し、年額120,000円を限度として交付する。</p> <p>2 政務活動費は、実績報告書により、年4回以内の請求ができるものとする。</p> <p>以下略</p>

資料

飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、飛騨市議会政務活動費の交付に関する規程を制定し、条例第3条第2項の交付の方法の規定について、当該規程で定めることに伴い改正するもの。（第3条第2項関係）

2 改正の内容

請求の方法について、4半期ごとに請求するとなっていたものを、年4回以内に変更する。

3 施行日 平成29年4月1日